

2026年1月5日から開始▶▶

一宮市

建 設 リ サ イ ク ル 法

電子申請のご案内

- ・ パソコン・スマートフォンから24時間利用可能です。
- ・ 内容確認後に、ステッカー（印刷用）を発行しますので、余裕をもって手続きをしてください。
- ・ 従来どおり、窓口でも受付けます。

● 届出・通知の対象となる工事

対象建設工事（特定建設資材が使用されている又は使用するもの）

建築物の解体工事	床面積 ≥ 80㎡
建築物の新築・増築工事	床面積 ≥ 500㎡
建築物の修繕・模様替工事	請負金額 ≥ 1億円（税込み）
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）	請負金額 ≥ 500万円（税込み）

● 届出・通知の提出先

種別	提出先	連絡	電子申請二次元コード
届出	建築指導課（本庁舎7階） WEBページID：1008138	0586-28-8644	
	道水路管理課（本庁舎8階） ※市道内の土木工事・工作物の工事のみ	0586-28-8653	窓口のみ受付
通知	工事検査課（本庁舎6階） WEBページID：1066401	0586-28-8652	窓口のみ受付

↓ 裏面へ続く

● 以下のファイルをご準備してから手続きをしてください。

書類	備考
01 届出書	(様式はWEBサイトに掲載)
02 別表(1～3)	該当する工事の別表のみ(様式はWEBサイトに掲載)
03 工程表(任意様式)	工事開始日(仮設工事)～工事完了日までの各工程を記入
04 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物を明示
05 設計図又は写真	新築工事等 設計図 ▶ 配置図及び立面図又は基準階平面図 解体工事 写真 ▶ 全体的な外観写真を1枚以上 (全景×2、遠景+近景、又は全景+内部の2面程度が望ましい)
06 委任状(任意様式)	委任する場合のみ

※電子申請には添付ファイルが必要となります。「Word」「Excel」「PDF」のファイル形式で添付ください。写真のみ「JPG」「JPEG」も可能です。

● 留意事項

- 申請手続き完了後、担当窓口で内容の確認を行います。内容に不備等がある場合、別途メール又は電話にてご連絡することがあります。
- 受付日(届出日)は、開庁時間内(9:00～17:00)は当日受付となり、開庁時間以外は翌開庁受付となりますので、余裕をもって手続きを行ってください。
- 内容確認後、「受領書」「ステッカー」をメールにて送付します。
- ステッカーをカラー印刷(※カラー印刷できない場合は白黒でも可)し、工事現場の見やすい所に掲示してください。

建設リサイクル法届出済ステッカー見本



問合せ先
一宮市 建築部 建築指導課
建築安全推進グループ
電話 0586-28-8644 (直通)

電子申請の手続きの流れ

